

区画整理通信

（ 石神西立野特定土地区画整理事業 ）

発 行
北 部 土 地 区 画 整 理 事 務 所
川 口 市 大 字 安 行 4 9 2 - 1
TEL 0 4 8 - 2 9 5 - 1 0 0 9
令和6年8月 第21号

令和5年度の事業執行状況と令和6年度の事業予定

令和5年度は、測量（画地）委託、移転物件調査委託、道路実施設計委託等を行いました。また、街路整備工事 671.8m、橋梁建設工事 50.0m、造成工事等、このほか建物移転補償 9 棟、物件移転その他補償 6 件を実施いたしました。

令和6年度の事業予定は、仮換地が未指定となっている土地で意見調整が完了した部分につきましては指定を行い、事業の進捗を図ってまいります。

工事においては、区画街路工事、造成工事等を予定しています。

また、物件補償につきましては、建物移転、その他工作物等の補償を行ってまいります。

次の事項については、事前に北部土地区画整理事務所へお問い合わせください。

○土地区画整理法第76条申請

建築物の新・改・増築及び工作物等の設置の際に必要となります。

○道路掘削申請

○道路・水路占用に伴う協議

○農地転用

農地転用届出の際は北部土地区画整理事務所を経由する場合があります。

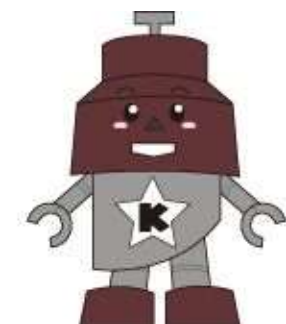
○各種証明書の発行

① 仮換地証明 ② 底地証明 ③ 保留地証明 ④ 幅員証明

○土地及び家屋の所有権移転（売買）

地区内の土地において、所有権や借地権等の権利における異動や変更及び消滅があった場合は、北部土地区画整理事務所にご連絡ください。

地区内で、土地の分筆等を行う場合は、必ず事前にご連絡ください。



平素より、土地区画整理事業に対し格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、事業につきましては、現在、石神戸塚線、石神長蔵線の整備を始めとし、区画街路及び造成工事等の整備を進めております。令和5年度までの事業進捗状況の報告と今後の予定等について、お知らせいたします。

事業の施行期間終了が令和10年度としておりましたが、地区内の整備状況等を踏まえて令和35年度まで延長することとなりました。

事業の長期化により皆様には、ご不便をおかけしておりますが、今後においても工事や移転等へのご協力を引き続き宜しく願いいたします。

事業概要と経緯及び進捗状況

○事業の概要

事業の名称	川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業
施行者	川口市
都市計画決定	平成 6年 4月 8日 埼玉県告示第606号
事業計画決定	平成 6年10月11日 川口市告示第655号
事業計画変更	令和 5年10月13日 川口市告示第864号（第5回変更）
施行期間	平成 6 年度 から 令和 35 年度
施行面積	99.11ヘクタール
用途地域	住居系・商業系地域（地区計画あり）
総事業費	393.9億円
減歩率	28.84％（公共減歩23.21％、保留地減歩5.64％）
権利者数	1,196人（土地所有者1,169人 借地権者27人）

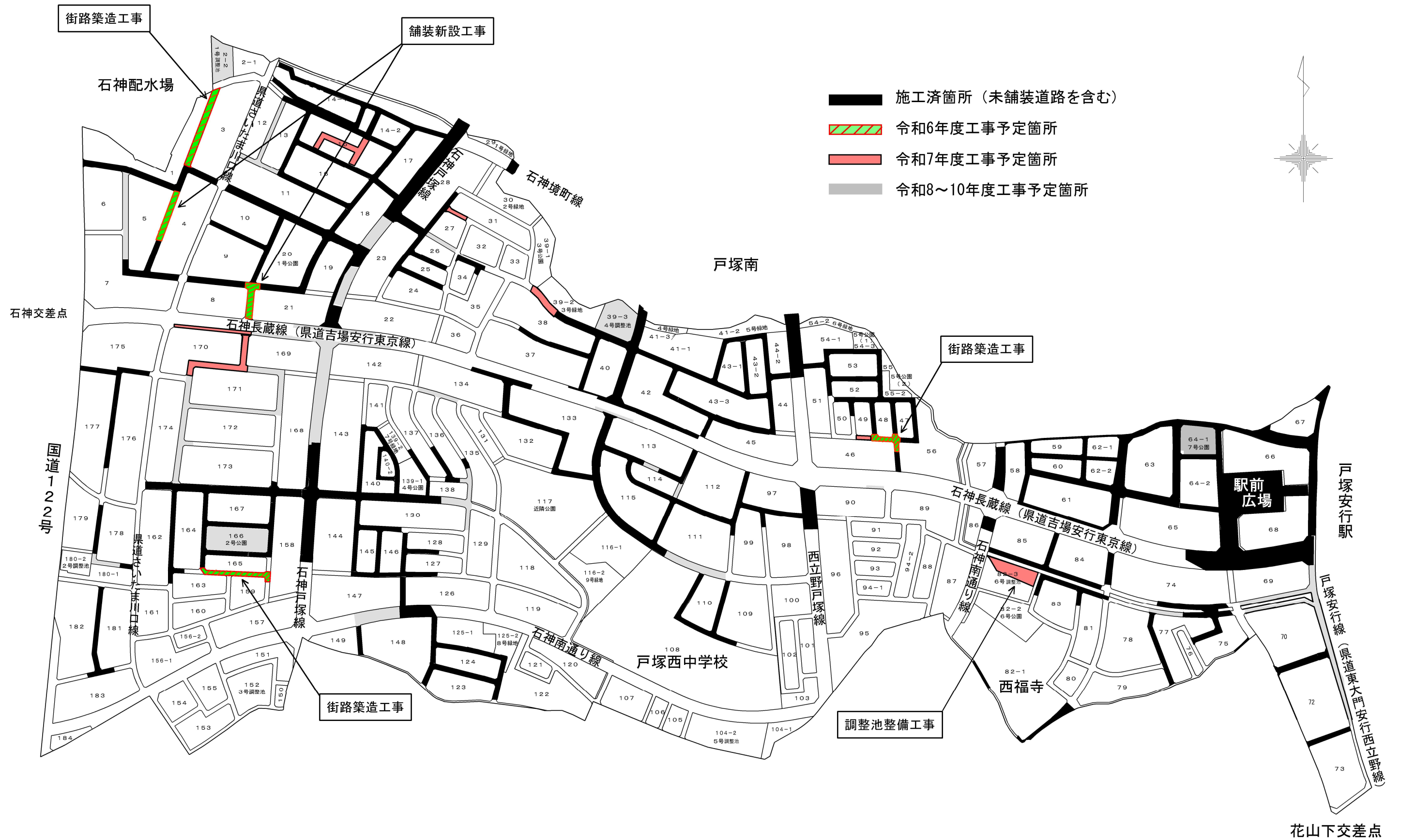
○これまでの経緯

仮換地（案）縦覧	平成 9年 5月27日 から 6月 9日（14日間）
最初の仮換地指定	平成 9年12月22日
直近の仮換地指定	令和 4年 9月 1日（第27回）

○進捗状況（令和5年度末現在）

仮換地指定率	97.4％
街路築造工事率	42.0％
建物移転率	59.0％
総合進捗率	56.5％

工事施工状況及び予定箇所



※工事予定箇所については、予算や移転補償等の状況により変更となることがあります。

※一部供用開始していない箇所も図示しております。